f)　飛行高度、確保している無線周波数、言語、二次監視レーダーのモード、コード等のその他の情報

3　緊急及び安全の送信並びに医療輸送に関する第 33 条の規定は、場合に応じ、これらの船舶又は航空機による緊急及び安全信号のそれぞれの使用に適用すること。

4　武力紛争の当事者でない国の船舶の識別及び位置特定は、適当な標準海上無線機器（例えば、船舶自動識別装置(AIS)又は船舶長距離識別追跡装置(LRIT)）によって行うことができること。武力紛争の当事者でない国の航空機の識別及び位置特定は、国際民間航空機関（ICAO）によって勧告される手続に従って、二次監視レーダー（SSR）方式により行うことができること。

5　上記に定める信号の使用は、武力紛争の当事国と非当事国との間の共通の合意によって承認される場合を除くほか、武力紛争の当事者でない国又は紛争当事者にいかなる権利又は義務の承認を与えるものでも意味するものでもないこと。

6　紛争当事者に対しこのような合意を締結するよう奨励すること。

以下を事務総局長に要請する。

国際海事機関、国際民間航空機関、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟が適当な措置を執ることができるように、これらの機関に本決議の内容を通知すること。

改　　決議第28（WRC-15、改）　無線通信規則に参照により引用されているITU-R勧告文書の参照の改正

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　無線通信規則の簡素化に関する自発的専門家グループ（VGE）が、参照による引用という方法によって、無線通信規則の中の特定の文書を他の文書、特にITU-R勧告に移管することを提案したこと。

b)　幾つかの場合においては、無線通信規則の条項が、参照により引用された基準又は仕様に適合するよう、連合員に義務付けていること。

c)　引用された文書への参照は、明確であり、的確に識別できる条項を参照していなければならないこと（決議第27（WRC-12、改）を参照のこと。）。

d)　参照により引用されたITU-R勧告の全ての文書は、１冊の無線通信規則として発行されること。

e)　急速な技術の進歩を考慮して、国際電気通信連合無線通信部門（ITU-R）が、参照により引用された文書を含むITU-R勧告を短期間のうちに改正することがあり得ること。

f)　参照により引用された文書を含むITU-R勧告の改正の後で、無線通信規則中の参照は、権限のある世界無線通信会議（WRC）が新版の引用に合意するまで、旧版に適用されること。

g)　参照により引用された文書は、最新の技術的発展を反映したものであることが望ましいこと。

以下に留意し、

主管庁は、参照により引用された文書を含むITU-R勧告を変更することによる潜在的な結果を検討する十分な時間が必要であり、したがって、なるべく早い時期に、どのITU-R勧告がそれまでの研究会期において、又はWRCに先立つ無線通信総会において改正され、承認されたのか告知されることで大いに便宜を受けること。

以下を決議し、

1　各無線通信総会は、続いて開催されるWRCへ、それまでの研究会期の間に改正され、承認された参照により引用された文書を含むITU-R勧告の一覧を通知すること。

2　これを基に、WRCは、これらの改正されたITU-R勧告を精査し、無線通信規則の対応する参照を更新するか否かを決定しなければならないこと。

3　WRCが対応する参照を更新しないと決定した場合には、無線通信規則には現在の参照文が保持されること。

4　WRCは、この決議の決議事項１及び２との適合性について、ITU-R勧告を精査することを将来のWRCの議題とすること。

以下を無線通信局長に指示し、

各WRCの直前の会議準備会合（CPM）に、CPMの報告書に盛り込むため、前回のWRC以降改正された、若しくは承認された、又は次回のWRCまでに改正される可能性のある、参照により引用された文書を含むITU-R勧告の一覧を提供すること。

以下を主管庁に要請する。

1　無線通信規則に強制的参照が盛り込まれた勧告の改正についての無線通信研究委員会及び無線通信総会の作業に積極的に参加すること。

2　参照により引用された文書を含むITU-R勧告の示唆された改正について精査し、無線通信規則の関連する参照の更新に関しての提案を準備すること。

追　　決議第31（WRC-15）　第９条第Ⅱ節の調整手続に従う衛星通信網及びシステムへの周波数割当てに係る事前公表申請の省略へ向けた移行措置

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　本会議が、第９条第Ⅱ節の調整手続に従う衛星通信網又はシステムの事前公表手続を修正したこと。

b)　考慮事項a）の本会議の決定事項の結果として、無線通信規則の第９条及び第11条の規定の多くが変更されること。

c)　本会議で修正された第59条に従い、上記考慮事項b）の規制条項の発効日が2017年１月１日であること。

d)　第９条第Ⅱ節の調整手続に従う衛星通信網又はシステムの事前公表情報のうち、上記考慮事項b）の規制条項が発効する期日時点で調整要求と関連付けされていないものの取扱いに関し移行措置が必要であること。

以下を決議し、

1.　第９条第Ⅱ節の調整手続に従う衛星通信網又はシステムに対しては、2016年７月１日から第9.1号の適用を停止すること。

2.　第9.30号に基づき2016年12月31日までに無線通信局に受領されなかった第９条第Ⅱ節の調整手続に従う衛星通信網又はシステムの事前公表情報は、無線通信局により差し止められ、以降、考慮されないこと。

以下を無線通信局に指示する。

上記決議事項１及び２を履行するために必要な措置を執ること。

改　　決議第33（WRC-15、改）　放送衛星業務のための協定及び関連する計画の効力発生前における放送衛星業務の宇宙局の使用開始に関する決議

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　決議第507（WRC-15、改）が放送衛星業務（BSS）のための計画の策定を意図するにもかかわらず、一部の主管庁は、そのような計画が策定される前にBSSの宇宙局の使用を開始する必要性を認めることがあり得ること。

b)　主管庁は、そのような計画が策定される前に放送衛星業務の宇宙局を増設することを可能な限り避けるべきであること。

c)　放送衛星業務の宇宙局は、同一の周波数帯で運用する地上局に対し、たとえ地上局が宇宙局の業務区域外にある場合でも、有害な混信を与えるおそれがあること。